

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第29号

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和37年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>(定数)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定に基づき、 香川県議会の議員の定数は、<u>41人</u>とする。</p> <p>(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第4項まで 及び第8項の規定に基づき、香川県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">選挙区</th><th>議員の数</th></tr><tr><th>名称</th><th>区域</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>高松市選挙区</td><td>高松市の区域及び香川郡直島町の区域</td><td><u>15人</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>さぬき市選挙区</td><td>さぬき市の区域</td><td><u>2人</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>三豊市選挙区</td><td>三豊市の区域</td><td><u>3人</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	選挙区		議員の数	名称	区域		高松市選挙区	高松市の区域及び香川郡直島町の区域	<u>15人</u>	略			さぬき市選挙区	さぬき市の区域	<u>2人</u>	略			三豊市選挙区	三豊市の区域	<u>3人</u>	略			<p>(定数)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定に基づき、 香川県議会の議員の定数は、<u>45人</u>とする。</p> <p>(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第4項まで 及び第8項本文（高松市選挙区、丸亀市選挙区、さぬき市選挙区、<u>三豊市選挙区</u>及び仲多度郡第一選挙区にあっては、同項ただし書）の規定に基づき、香川県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">選挙区</th><th>議員の数</th></tr><tr><th>名称</th><th>区域</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>高松市選挙区</td><td>高松市の区域及び香川郡直島町の区域</td><td><u>17人</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>さぬき市選挙区</td><td>さぬき市の区域</td><td><u>3人</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>三豊市選挙区</td><td>三豊市の区域</td><td><u>4人</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	選挙区		議員の数	名称	区域		高松市選挙区	高松市の区域及び香川郡直島町の区域	<u>17人</u>	略			さぬき市選挙区	さぬき市の区域	<u>3人</u>	略			三豊市選挙区	三豊市の区域	<u>4人</u>	略		
選挙区		議員の数																																															
名称	区域																																																
高松市選挙区	高松市の区域及び香川郡直島町の区域	<u>15人</u>																																															
略																																																	
さぬき市選挙区	さぬき市の区域	<u>2人</u>																																															
略																																																	
三豊市選挙区	三豊市の区域	<u>3人</u>																																															
略																																																	
選挙区		議員の数																																															
名称	区域																																																
高松市選挙区	高松市の区域及び香川郡直島町の区域	<u>17人</u>																																															
略																																																	
さぬき市選挙区	さぬき市の区域	<u>3人</u>																																															
略																																																	
三豊市選挙区	三豊市の区域	<u>4人</u>																																															
略																																																	

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。